注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきよう体の型式名を記載すること。

⑶　３の欄の記載は、次によること。

ア　「自励発振」、「自励発振（周波数自動追尾方式）」のように記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（４の欄から７の欄までの記載において同じ。）。

⑷　４の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑸　５の欄は、４の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑹　６の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換え可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

⑺　７の⑴から⑶までの欄は、高周波発生装置から30メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

⑻　添付図面等の記載は、次によること。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。

ウ　構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。

エ　外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

オ　接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。

⑼　９の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

⑽　10の欄及び11の欄は、試験に供した装置について記載すること。

⑾　12の⑵の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、15分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。

⑿　13の⑵の欄は、電源を投入してから15分経過後までの間における12の⑴の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。

⒀　14の⑵の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⒁　15の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　装置から30メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。この場合において、30メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルの距離で測定し、その値に次の表の係数を乗じて得た値をもって測定値とする。

測定周波数	係数
526.5kHz未満	１／27
526.5kHz以上1,606.5kHz以下	１／10
1,606.5kHz超	１／６

また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

⒂　16の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

⒃　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。また、８の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

⑷　試験成績表は、注１に準じて記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２の４の規定にかかわらず、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの添付書類については、この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第二百九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第八号の⑸の規定に基づき、平成十八年総務省告示第三百十五号（妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日　　総務大臣　山本　早苗

第一項第２号中「負荷端子及び」を削り、同項第３号中「、負荷端子」を削る。

○総務省告示第二百十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第六号の⑸の規定に基づき、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を次のように定める。

平成二十七年六月十一日　　総務大臣　山本　早苗

一　電源端子における妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとする。

２１　別図第一号又は別図第二号に示す特性を有する擬似電源回路網を用いて測定すること。

２　前号の擬似電源回路網を用いることができない場合には、別図第三号に示す電圧プローブを用いて測定すること。

３　準尖頭値の測定値が、平均値に対する許容値を満たしている場合は、平均値の測定を省略することができる。